

令和 8 年 4 月 吉日

保護者の皆様

神石高原町立三和小学校

校長 平原 幹彦

気象警報等発令時の対応について

本校では、気象状況等に伴う登下校時の対応について、児童の安全を確保するために、次の通り対応します。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1 学校の臨時休業措置の判断について

来見小学校、三和中学校と連携・協議をし、学校長の判断で臨時休業を決定します。

なお、臨時休業の判断基準は、次の3点です。

- (1) 午前6時の時点で、町内に警戒レベル4以上の気象情報、又は、避難勧告・避難指示が発令されている場合
- (2) 「登校時」「下校時」の状況を勘案し、児童の安全を確保する事が難しいと判断した場合
- (3) 校区内のスクールバス路線が平常通り運行できない場合

2 臨時休業措置等における連絡方法について

- (1) 午前6時15分頃までにメールの配信とページング放送をします。

3 その他

- (1) 前日に「警報」が発令された場合、「登校時」「下校時」の状況を勘案して、児童が安全に登下校する事が難しいと判断した場合には、前日に、メール配信で臨時休業のお知らせをすることがあります。
- (2) 下校時に「警報」が発表され、以後、解除の見通しが立たない場合には、児童を学校に待機させ、保護者にお迎えをお願いすることがあります。この場合は、メールでお知らせします。
- (3) 警報発令時、町営バスの一部路線が運行を停止した場合でも、校区内のスクールバス路線が平常通り運行できる場合は、運行されます。(町営バス路線が一部停止しても、スクールバスが運休になるとは限りません。)
- (4) 校区内に「警報」が発令されていても、解除の見通しがあり、安全に登校出来ると判断した場合は、平常通り学校があります。このような場合でも、保護者が「危険である」と判断して欠席させた場合は、「欠席」扱いにはなりません。
- (5) メール配信がない場合には、平常通り学校があります。
- (6) 臨時休業になったときには、安全確保のため、外出をせず、自宅等で学習に取り組むことや警報解除後も、河川の氾濫や崖崩れの災害に備えるよう学校で指導しますので、家庭でも指導してください。

※メール配信で臨時休業や遠足の中止・自由プールの中止などをお知らせします。まだ、登録がお済みでないご家庭は登録をお願いいたします。 試験配信が届いていない保護者の方は、学校までお申し出下さい。